

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
2018	翔さんが小3の頃、上級生（兄と同学年）にからかわれたり、いじめられたりなどが多くなる。 先生に相談したが、受け止められず、不登校に。以後状況変わらず。	10次報告 (A,W)
2019	翔さんが小5時、自ら2日に渡り泉南市教育委員会（以下、教育委員会）事務局に行って転校させてほしいと訴える。学校の動きなし。転校できず。	10次報告 (A,W)
2020	翔さんが小6時、修学旅行、卒業式参加できず。 中学に進むころには隣接市の中学校への転校を希望、当該隣接教育委員会からは非公式ながら可能である旨知らされる。	10次報告 (A,W)
2021. 7月	1学期末の頃、翔さんがお母さんに以下の内容を話す。 中学校に入って投稿すると他の生徒から、小学校のときに学校に来てなったのは翔さんが「少年院帰りや障がいやから」などと言われた。学校に行くのが嫌やねんとお母さんに話す。  夏休み明けに先生に話すと家庭訪問実施。先生「誰がそんなことを言ったのか特定できないと指導できない」 翔さんは9月中旬から登校。しかし2種間ほどたったある日を境に学校に行かなくなった。お母さんには「生徒同士の関係ではない」と言い詳しくは話さず。 その後、先生が家庭訪問。会おうとしない翔さんをお母さんが説得して先生と話す。「小学校の時のことを全て生徒に話して欲しい。そうしたら年少帰りとか障がいとか、言われなくなるし、自分のつらさもわかってもらえる」 隣接市の中学校の教育委員会に転校できるか相談。泉南市教育委員会の窓口にも相談したが、状況打開につながらず。「生きててもいいことない、生きててもしゃーない」とまで子どもが言っていると訴えるお母さんに対して「母子手当もらえるから手続きに行きましょう」といった対応。	10次報告 (A,W)
2022. 3.18	自死 19日に翔さんのご遺体が確認される。	10次報告 (A,W)

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
3.22	<p>教育委員会が死亡認知 *1 第1回調査委員会開催（教育委員会の内部組織） *1</p> <p>調査委員会は市教委と学校及び関係機関で構成する本事案の対応を協議・検討する組織 *1</p> <p>ここに記載されている「調査委員会」は条例や法に基づくものではない。情報公開請求で確認済み。*2 なぜ調査委員会という名前にしているのかは不明だが、対応を協議・検討する内部の組織であって、「調査」を行う「第三者委員会」ではない。</p> <p>教育部長の教育委員会定例会での教育委員に対する説明 すぐに緊急事態として市の内部で調査委員会を開催しております。この調査委員会というのは、市教育委員会と学校及び関係機関で構成する<b>本事案の対応を協議・検討する内部の組織</b>でございます。資料1ページ、3ページ目に参加者の一覧、それから追加資料として1枚ございますけれども、そちらに1回から6回までの調査をしてきた経緯を挙げてございます。*3</p> <p>対応を協議・検討する組織と言っておきながら、調査をしてきた経緯と言っている。調査委員会では調査など行っていないのに、ミスリードなのでは？</p> <p>日付は不明だが、本件の事態が発生した当初段階において、本件を秘匿することを当該子どもの保護者が希望しているとの趣旨が警察から非公式に（註：学校か教育委員会事務局？へ）伝えられ、それゆえ現在まで教育委員会事務局は本件を教育委員会にも報告せず秘匿してきた。（6月2日条例委員会会議にて教育部長発言） ご遺族は真相を明らかにするためにも速やかに本件を当該学校等において公開してほしいと事態発生の当初より訴えていた。*4</p> <p>教育委員会は認知直後に前市長にも伝えていた。*5</p>	<p>*1 議全資料（B）</p> <p>*2 「調査委員会」についての情報公開（C）</p> <p>*3 泉南市教育委員会会議令和4年第7回会議録p.10（W）</p> <p>*4 10次報告（A,W）</p> <p>*5 7月21日議員全員協議会録画（W）</p>
3.23	学校、教育委員会が自死生徒の自宅訪問 第2回調査委員会開催	議全資料（B）
3.24	第3回調査委員会開催	議全資料（B）
3.25	第4回調査委員会開催	議全資料（B）
4.7	学校が保護者（ご遺族）へ電話連絡。（3.23自宅訪問の15日後）用件を伝える前に切れた。以後応答なし。 メールでのやり取りはなかったのか？電話は他にはかけていないのか。	議全資料（B）
4.13	第5回調査委員会（府市合同）開催	議全資料（B）

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
4.14	泉南市教育委員会第4回定例会 当該事態に関して議題に上がらず	泉南市教育委員会会議令和4年第4回会議録 (W)
4.22	<p>学校から市教委へ基本調査（案）提出 *1</p> <p>「基本調査」報告を学校設置者である教育委員会に提出。</p> <p>基本調査（案）としているのは、5月26日に泉南市子どもの権利条例委員会（以下、条例委員会）から基本調査の報告を要請されたのに、「提出できるものはない」と回答したから？（詳細は6.2参照）*2</p> <p>基本調査（案）を受けて内容を確認し、教育委員会から保護者に連絡を取らせていただくような形になっております。*3</p>	<p>*1 議全資料 (B)</p> <p>*2 10次報告 (A,W)</p> <p>*3 7月21日議員全員協議会録画 (W) 泉南市教育委員会会議令和4年第7回会議録（7月25日）(W)</p>
4.28	教育委員会（指導課長）からご遺族への電話の中で、ご遺族の「第三者委員会ってどうなってるんですか」との問い合わせに「我々の方でその委員会を立ち上げて設定するという用意は今のところございません」と返答。	2023.2.7報道
5.3	ご遺族が泉南市子どもの権利条例委員会（以下、条例委員会）副会長にメール	10次報告 (A,W)
5.9	条例委員会が遺族にメール返信	10次報告 (A,W)
5.12	条例委員会がオンラインにて臨時会開催	10次報告 (A,W)
5.16	条例委員会が第3条・6条分科会設置。	10次報告 (A,W)
5.17	泉南市教育委員会第5回定例会 当該事態に関して議題に上がらず	泉南市教育委員会会議令和4年第5回会議録 (W)
5.19	条例委員会の分科会がご遺族宅に弔問、聴き取り。および事後検討。	10次報告 (A,W)
5.22	山本市長就任	7.21議員全員教委議会録画 (W)
5.23	山本市長初登庁 市長に亡くなったという事実を教育委員会が報告	7月21日議員全員協議会録画 (W)
5.24	当該重大事態について市長にレクチャー	7月21日議員全員協議会録画 (W)

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
5.26	<p>第1回条例委員会開催</p> <p>3月に泉南私立中学校男子生徒が自死に至ったとの当該保護者からの訴えを本委員会として受けたこと、その後の本委員会の対応を報告。</p> <p>審議した結果、全員一致で以下の通り決定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.本年3月に発生した事態を子どもの権利に関する条例第3条と第6条の運営状況について検証に質する検討を行い、本年度の報告事項Ⅰとする。</li> <li>2.この検討を行うために必要な報告事項Ⅱについて、教育委員会の報告を要請。→5月26日付け「泉南市子どもの権利に関する条例第16条に基づく要請」</li> <li>3.可能な限り速やかに市長報告を行う。</li> </ol> <p>その他、当該保護者の窓口設定について、人権推進課において当面対応することを提案。</p> <p>条例委員会が、教育長（教育委員会）に対して5月26日付け「泉南市子どもの権利に関する条例第16条に基づく要請」の書面を提出。</p> <p>同書面で、教育委員会に下記の事項を条例委員会に報告するように要請。 提出期限は本年6月2日。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.基本調査</li> <li>2.現在に至るまでの教育委員会及び当該学校の対処等の経過</li> <li>3.それら対処等に対する教育委員会としての現時点における評価や課題の認識等について</li> </ol> <p>この要請に対して、教育委員会事務局からは「提出できるものはない」と文書回答。（日付6.2参照）</p> <p>また同上要請書には、付帯して教育委員会に要望することとして、文部科学省による「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」にある6項目 「危機対応の態勢」「遺族への関わり」「情報収集・発信」「保護者への説明」「心のケア」「学校活動」等を要望。</p> <p style="color: red;">5月26日に条例委員会が基本調査の報告を求めていることに注目しています。6月2日までに、提出できるものがないと指導課長の名前で書面提出があったそうです。</p>	10次報告 (A,W)

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
5.30	<p>教育委員会が保護者（遺族）自宅に手紙投函</p> <p>手紙一部抜粋 *1      ○○のご逝去に関して、3月以降、学校や関係機関等と連携しながら、國の方針に基づき、調査を進めてまいりました。本調査は、保護者様からご報告を受けた上で進めていく調査のため現在まで○○と連絡がとれない状況では、第三者委員会の開催の段階へ進むことができない状況となっております。</p> <p>背景調査の指針 *2 には、「保護者様から報告を受けた上で進めていく」というような内容はない。保護者（遺族）に何を報告しろと言っているのか謎。5月26日に基本調査等の報告を権利条例から要請されたため、ご遺族に責任転嫁する形で、第三者委員会の開催の段階へ進むことができないとしている？</p> <p>5月30日夜に当該保護者が条例委員会会長に教育委員会事務局から何度も電話があることに困惑し連絡。会長が教育委員会事務局に電話して、指導課主幹に配慮を求める。*3</p> <p>5月30日付け教育長宛書面「泉南市子どもの権利条例委員会への参加要請」にて、条例委員会会長が、教育長および教育部長の条例委員会への参加を要請。*3</p>	<p>議全資料 (B)</p> <p>*1 議全資料 (B) p.3</p> <p>*2 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 (改訂版 (W))</p> <p>*3 10次報告 (A,W)</p>

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
6.2	<p>第2回条例委員会開催 参加要請（5月30日付）していた教育長は欠席。教育部長は参加。</p> <p>「当該保護者の窓口設定について」（当該保護者の窓口設定について、人権推進課において当面対応することを提案）は受け入れられないと総合政策部参与から報告。＊1</p> <p>参考 窓口を人権推進課にしなかった理由を7月21日の議員全員協議会で教育部長が答弁している。以下、概略＊2</p> <p>井上議員 顔つなぎをするというご提案を受けれなかった理由を再度教えていただきたい。</p> <p>岡田教育部長 一つは、保護者の方はこれまで私ども至らなかった、ことで市役所とか教育委員会に対しあいできぬという立場でおられますので、条例委員会さんのご指定の方も市の職員でしたので、難しいと考えたのがひとつ。事実上特定の職員を指定されたのでその方が任期付きの方だったので難しいという話をさせていただいた経緯があります。＊2</p> <p>当該保護者（ご遺族）の意思を確認もせず、勝手に条例委員会の提案を断るのは問題。</p> <p>5月26日に審議した2番目、教育委員会からの報告を求めた要請＊1 5月26日付け「泉南市子どもの権利に関する条例第16条に基づく要請」</p> <p>1. 基本調査 2. 現在に至るまでの教育委員会及び当該学校の対処等の経過 3. それら対処等に対する教育委員会としての現時点における評価や課題の認識等について に対して「（現段階では本委員会に対して）報告書として提出できるものはない」との指導課長名の書面提出があった。</p> <p>この審議では、本件のような重大な事態が発生後3ヶ月近くを経過するにもかかわらず、市教育委員会（註：狭義の教育委員会と思われる）には報告されず審議もなされていない現状が、教育部長との質疑を通して明らかになった。</p> <p>教育部長の説明で明らかになったこと 本件の事態が発生した当初段階において、本件を秘匿することを当該子どもの保護者が希望していると警察から非公式に伝えられた。（註：どこに伝えられたのかは不明。市教委あるいは学校？） それゆえ、現在（6月2日）まで教育委員会にも報告せず秘匿。 条例委員会が当該子どもの保護者から傾聴したところ、不幸な事態に至った真相を明らかにするためにも公表してほしいと当初から訴えてきたとのこと。＊1</p>	<p>*1 10次報告 (A,W)</p> <p>*2 7月21日議員全員協議会録画 (W)</p>

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
6.2	<p>基本調査は実施しているが、当該保護者の同意がなければ終了できず、現在も調査中ということになる。（教育部長説明）</p> <p>しかし、当該保護者は基本調査を提供するよう求めているが提供されていない、基本調査を早く見せてほしいと条例委員会に訴えている。</p> <p>詳細調査実施の判断を2ヶ月以上保留している。＊1</p> <p style="color:red;">この第2回条例委員会の6日後の6月8日に、泉南市いじめ問題対策委員会（以下、対策委員会）を開催して、同委員会は基本調査（案）の内容を確認している。</p> <p style="color:red;">背景調査の指針＊3には、当該保護者であるご遺族の同意がなければ基本調査が終了できないとは書いていない。そもそも基本調査とは、自死あるいは自死の疑いのある児童生徒の情報を、学校の中の人（教職員）とモノ（学校が保持している記録）から集める作業なのに、基本調査の終了に当該保護者の同意が必要？ここではご遺族の同意がないと言いつつ、担当窓口を人権推進課にすることはなぜご遺族の意向を確認せずに断るのか。</p>	＊3 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（W）
6.6	条例委員会・分科会合同臨時会をオンライン開催 「泉南市教育委員会に対する意見表明（第一次）」の必要と内容確認	10次報告 (A,W)
6.7	<p>6月7日付け「泉南市教育委員会に対する意見表明（第一次）」を条例委員会が教育長へ提出。以下概要</p> <p>意見表明の第1 中学生自死に対して泉南市教育委員会として必要な合議を図り、文科省の手引きや指針、いじめ防止対策推進法等に基づく適切な対処に速やかに当たられることが必要不可欠と考える。</p> <p>意見表明の第2 遺族にかかる窓口として人権推進課の職員が当面対応することを提案 6月2日開催の本委員会会議において提案を受け入れられないと応答。その理由は本委員会が教育委員会に要請した報告書提出に教育委員会が応じないことを踏まえご提案には応じかねる（6月1日19：39メール）とのこと。</p> <p>意見表明の第3 本件の事態は、当該の子どもに対して、泉南市子どもの権利に関する条例の第3条の規定が保障されていなかったことを示唆するもの。条例を改めて受け止め直すとともに、文部科学省の手引きや指針等も踏まえつつ、子どもの生命と生存、人権と権利を守るために全市的な取り組みが求められている。泉南市教育委員会の果たすべき役割は、極めて重大。</p>	10次報告 (A,W)

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
6.8	<p>第?回 泉南市いじめ問題対策委員会 開催 基本調査（案）の内容を確認、追加調査の指示あり *1</p> <p>議員全員協議会での教育部長の説明 6月8日には、本市の条例に基づくいじめ問題対策委員会、資料3として4ページにメンバーを掲げております。いじめの関係の調査方針とかについて助言をいただいております。そして基本調査の案の内容をご確認いただいたところ、追加調査、もっと詳しい調査が必要だということでご指示いただいたところでございます。*2</p> <p>泉南市いじめ問題対策委員会とは 泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例の第11条（設置）、第12条（所掌事務）で規定された教育委員会の付属機関。</p> <p>第11条 法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、泉南市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。</p> <p>第12条 対策委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) いじめの防止等のための調査及び助言に関すること。 (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議に関すること。</p> <p>議員全員協議会の資料p.7ではなぜかこの11条と12条が記載されていない。*1—前ページに記載あり</p> <p>いじめ問題対策委員会（以下対策委員会）から指示のあった追加調査とは詳細調査のこと（註：指導課長に確認済み） *3 情報公開請求でも公開された。（令和5年1月31日泉南教委指第1816-2号 泉南市情報公開決定通知書） *4</p> <p>教育委員会定例会7月25日の教育部長の発言 そして、6月8日には、今回議案として提案させていただいております泉南市いじめ問題対策委員会の常設の委員会にこの基本調査の案を確認いただきましたところ、追加調査の指示がありましたので、現在（註：7月25日）も追加の調査をしているところでございます。*5</p> <p>6月2日に教育部長が条例委員会で話したように、遺族の同意が得られないで基本調査が終了していない（6.2参照）のであれば、教育委員にもそのことの説明があって然るべきだが、説明していない。</p> <p>基本調査は学校に存在する情報を集めることなので、そんなに長期間を要する調査ではない。むしろできるだけ迅速に行うことが必要な調査である。4月22日に学校から教育委員会に提出され、その後7月25日に至っても調査をしているのならば、それはやはり基本調査ではなくて詳細調査に移行していると考えられるのでは？</p>	<p>*1 議全資料 (B)</p> <p>*2 7月21日議員全員協議会録画 (W)</p> <p>*3 令和4年12月20日指導課長との電話 (R)</p> <p>*4 情報公開決定通知書 (O)</p> <p>*5 泉南市教育委員会会議令和4年第7回会議録 (W)</p>

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
6.8	<p>背景調査の指針によると、*4      3 詳細調査への移行の判断 (p.12)      詳細調査への移行の判断の主体は、基本調査の報告を受けた設置者。移行の判断は第三者的な立場の機関に意見を求めたり、(略) その意見を尊重する体制とすることが望ましい。</p> <p>4 詳細調査の実施 (p.15～)      (3) 詳細調査の実施」 (p.16)      ○調査組織においては、例えば、以下のような手順で情報収集・整理を進めることが想定される      ① <u>基本調査の確認</u>      基本調査の経過、方法、結果の把握、<u>追加調査実施の必要性の有無を確認</u></p> <p><b>仮説1</b>      追加調査=詳細調査なら、この日、泉南市教育委員会は、いじめの重大事態の調査を担う教育委員会の付属機関である泉南市いじめ問題対策委員会（以下、対策委員会）に、詳細調査への移行について意見を求め、対策委員会から詳細調査への移行の指示を受けた。</p> <p><b>仮説2</b>      対策委員会が第何回目の会議か明記されていないことから、すでに何度か対策委員会が開かれている場合。詳細調査に移行していく、詳細調査の手順として「追加調査実施の必要性の有無を確認」が行われていた。</p> <p>詳細調査への移行の判断主体である教育委員会が、詳細調査へ移行したのか、移行したとすればいつなのかは議員全員協議会資料の記載ではわからない。ここは確認の必要があるので、泉南市いじめ問題対策委員会の会議録と開催通知の情報公開請求を行ったが、会議録は不存在。</p> <p>(4) 基本調査における遺族との関わり *4のp.11      ○今後の調査についての学校及び学校の設置者の考え方を伝えて、遺族の意向を確認することが必要となる(詳細調査への移行等については次項「詳細調査への移行の判断」参照)</p> <p>今後の調査（詳細調査）を行うにはご遺族の意向を確認することが必要と書かれているが、教育委員会はご遺族に説明し、詳細調査についての意向を確認したのか？</p> <p>泉南市いじめ問題対策委員会開催通知書（令和4年6月2日付け泉南教委指第766号）*5</p>	<p>*4      子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）(W)</p> <p>*5      6月8日の泉南市いじめ問題対策委員会開催通知(Q)</p>

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
6.16	<p>第3回条例委員会開催 教育部長参加。</p> <p>市長報告の日程について、7月1日（金）午後3時から3時30分まで、本委員会が市長と対面して報告書を提出する日程が整ったと事務局より報告。</p> <p>会長より基調提案。これを受け、教育部長との質疑、意見交換。6月7日付け「泉南市教育委員会に対する意見表明（第一次）に対する教育委員会としての受け止め等、教育部長に見解を聞いたが、教育委員会としての具体的な対応等はほとんどなされていない。教育委員会の機能不全状態の懸念。</p> <p style="color:red;">意見表明（6月7日）の後、6月8日に泉南市いじめ問題対策委員会を開催し、基本調査の内容を確認、追加調査の指示があったことを、教育部長は何故、条例委員会に報告しないのでしょうか？</p> <p>委員による事後協議で「教育委員会に対する意見表明（第二次）」の必要と内容を確認</p>	10次報告 (A,W)
6.17 ～ 6.20	条例委員会が電子メールとオンラインで非公式協議会を重ね、本委員会として改めて泉南市教育委員会に対する意見表明を行う必要があると判断。	10次報告 (A,W)
6.20	<p>泉南市教育委員会第6回定例会 当該事態に関して議題に上がらず</p> <p>しかし議案第4号「泉南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱または任命について」で、<u>協議会</u>の委員の委嘱、任命について話している。人事異動に伴う5名の新任</p>	泉南市教育委員会会議令和4年第6回会議録 (W)

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
6.20	<p>6月18日付け「泉南市教育委員会に対する意見表明（第二次）」を条例委員会が事務局経由で教育長へ提出。（翔さんの3回目の月命日に合わせ、18日付けとしている）</p> <p>以下、概要</p> <p>意見表明の第1 前回の意見表明、いずれも検討していないこと（教育部長に確認） 本委員会の意見に耳を傾けていただきたい。</p> <p>意見表明の第2 地教行法に適正に基づき、教育長は速やかに教育委員会を招集し、本件事態を報告・審議し、国の指針や手引き等に基づく必要な教育委員会としての対処等を図られるよう、重ねて意見表明致します。</p> <p>意見表明の第3 当該学校が実施した基本調査を当該子どもの保護者に提供していない。その理由を教育部長は「(当該) 保護者による事実確認ができていないから基本調査は終了していない。だから見せられない」と繰り返すばかりです。詳細調査の実施を困難にしている。<b>当該保護者に基本調査を提供して対処を図られるよう要請。</b>必要ならば仲介を担う。</p> <p style="color:red;">泉南市教育委員会が基本調査を遺族に提供したのは8月24日。＊1</p> <p>意見表明の第4 2019年策定、実施の泉南市自殺対策計画に基づけば、本件においても市長部局との連携のもと、遺族への適切なる対応を図ることが求められる。<b>当該保護者への窓口を市長部局で担当いただくことはこの対策計画に則ると</b>言えるが教育部長は拒まれております。教育委員会制度の原則に根ざして、速やかに是正されるべきもの。</p> <p>意見表明の第5 次回の7月1日の会議の分までしか予算がついていないが、使命を全うするために予算の手当について必要適切な考慮をお願いしたい。</p> <p style="color:red;">7月1日以降の予算について、私の知る限り補正予算をつけた形跡はない（議会で諮っていない） 教育部長が手元の予算を流用すると発言。＊2</p> <p>意見表明に付帯するお願い 教育長との面会。お考えをお聞かせ願いたい。</p>	10次報告 (A,W)  ＊1 報道  ＊2 8月24日議員全員協議会録画 教育部長答弁 (W)
6.22	第6回調査委員会開催	議全資料 (B)
6.24	市長が子どもの権利条例委員会の詳細な報告についてレクチャーを受ける。録画の3：20～50ごろ  <b>情報漏洩、守秘義務違反と教育委員会が認知？する前？</b>	7月21日議員全員協議会録画 (W)

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
6.28	<p>条例委員会が7月1日市長に報告予定の第10次泉南市子どもの権利条例委員会報告書を条例委員会事務局に電子メール添付にて送信。事務局段階の文書確認を依頼。</p> <p style="color:red;">次の日、情報漏洩、守秘義務違反と教育部長が言い出す。</p>	10次報告 (A,W)
6.29	<p>教育委員会に報道機関の取材 *1</p> <p>条例委員会から情報漏洩の疑いを教育委員会が確認。 *1 認知ではなく、確認</p> <p>教育委員会から条例委員会に、本事案に係る報告の手続き等に問題があり適切ではないため市長報告延期を依頼。 *1</p> <p>条例委員会会長に教育部長から電話があり、その後それとほぼ同趣旨の内容の電子メール添付文書（令和4年6月29日付け泉南教委人176号）が送られてきた。下記の通告が記載</p> <p>「条例委員会として得た情報を当該保護者に伝えていることは守秘義務違反となる可能性が高い事案であり、委員会の運営方法が適切であるか疑義が生じているため、現在予定している条例委員会の開催と市長報告は適切ではないと判断されます。つきましては、事務局としての対応を致しかねます。」 *2</p> <p style="color:red;">泉南教委人176号文書とその起案決裁文書を情報公開請求。教育委員会は議員に対する説明資料に、市長報告延期を依頼と記載しているが、実際は守秘義務違反をちらつかせ、事務局としての対応を致しかねると通告。依頼ではない。 *3</p>	<p>*1議全資料 (B)</p> <p>*2 10次報告 (A,W)</p> <p>*3 令和4年6月29日 付け泉南教委人 176号 (D)</p>

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
6.30	<p>再度、教育委員会から条例委員会に依頼。 *1</p> <p>条例委員会会长に教育長名で、再び電子メール添付文書（令和4年6月30日付け泉南教委人177号）が送られてくる。以下、抜粋</p> <p>同条例第16条第4項による今回の報告は、その作成過程で重大な守秘義務違反が認められますので、報告案件の性質を考慮すると市民等への公表は不適切であるため、貴委員会からの公表を前提とした報告については、誠に遺憾ながら受け付けられません。したがって、市長への面会もお控えください。 *2</p> <p style="color:red;">同上文書に記載された「明確な守秘義務違反と確認」されたことがわかる一切の文書。顧問弁護士の見解や条例委員会が関係する保護者に渡したとされる書類も含むという内容で、令和4年11月22日付け情報公開請求したが、非公開決定通知が出て文書は不存在。</p> <p style="color:red;">*3</p> <p><b>情報公開担当者との電話</b></p> <p>古谷「顧問弁護士の見解とか、条例委員会が関係する保護者に渡したとされる書類とかもないんですか？」</p> <p>担当者「こちらの方では持っておりませんので。」</p> <p>古谷「じゃ、一体何を渡したか、認識はしてるけどその物自体は持っていないということですか？」</p> <p>担当者「はい、教育委員会の方では持っておりません。」</p> <p>古谷「じゃあ、守秘義務違反と確認されたことがわかる文書は公文書上には存在しないという認識でいいんですか？」</p> <p>担当者「そうです。」</p> <p>古谷「またこれ、いい加減なもんですね。他人を守秘義務違反と非難しておいて、その証拠は公文書上に残していないということなんですね。」</p> <p>担当者「はい。残っておりません。」</p> <p>古谷「（苦笑）残っておりませんってそんな堂々と言われると思ってませんでした。だって他人を守秘義務違反って、非難してるんですよね？市長部局に泉南市が設置をして委員をお願いしてる会長とか委員の方々を守秘義務違反だって、非難してるんですよね？」</p> <p>担当者「はい」</p> <p>古谷「それなのに、公文書上には証拠となるものが一切残ってないという認識でいいんですか？」</p> <p>担当者「電話でいろいろと確認をさせてもらって」</p> <p>古谷「その電話の内容とかも、こういうことがあったってメモというか記録さえ残していないということですか？」</p> <p>担当者「はい。」</p> <p>古谷「そんないい加減なことで自分たちがお願いしている条例委員会の会長と委員を非難していたということで認識していいんですか？市民としては。」以下略 *4</p> <p style="color:red;">泉南市教育委員会には、条例委員会を守秘義務違反と非難しておきながら、守秘義務違反を示す文書は存在しません。</p> <p style="color:red;">念の為、「泉南教委人第176号」「泉南教委人第177号」の文書を情報公開請求したが不存在。 *5</p>	<p>*1 議全資料(B)</p> <p>*2 11次報告p.15</p> <p>*2 令和4年6月30日 付け泉南教委人 177号 (E)</p> <p>*3 守秘義務違反が わかる一切の文 書 (F)</p> <p>*4 令和4年12月6日 人権国際教育課 担当者との電話</p> <p>*5 「泉南教委人第 176号」「泉南 教委人第177 号」の文書は不 存在 (G)</p>

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
7.1	<p>条例委員会が報告を持参して来庁、受け取らず。＊1            (註：条例委員会が第10次泉南市子どもの権利条例委員会報告書を持参して来庁したが、市長は受け取りを拒否。)</p> <p style="color:red;">市長が自ら設置した第三者機関に対し、自らが依頼した報告の受け取りを市長が拒否。</p> <p>第4回条例委員会 15：00～18：00 ＊2</p>	＊1 議全資料 (B)  ＊2 11次報告 (関係資料) 2022 (R4) 年度 泉南市子どもの権利条例委員会会議開催概要 (H)
7.8	条例委員会が報告書公表	議全資料 (B)
7.11	<p>教育委員会が保護者（遺族）宅に手紙投函            内容は、<a href="#">第三者委員による調査</a>を行うため、事実関係の確認と第三者委員会の委員の選定に関して直接ご意見を賜りたいというもの。</p> <p style="color:red;">4月22日に、学校からの基本調査が提出されているのに、7月11日時点で第三者委員会による調査を行うと言っている点に注意。7月8日に条例委員会の報告書（基本調査を遺族に開示していないことや基本調査が終わっていないと教育部長から説明があったことが書かれたもの）がメディアに公開された。しかし、既設の泉南市いじめ問題対策委員会を調査組織として、すでに追加調査（詳細調査）を行っていたので、それを隠すために、今から新たに立ち上げるかのように装っているのでは？</p> <p style="color:red;">背景調査の指針や、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインには、調査組織の構成に遺族の推薦者を入れるようにとは書かれていません。</p>	議全資料 (B)
7.12	<p>報道            市議会各派代表者会議で教育委員会が説明</p>	議全資料 (B)

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
7.21	<p>議員全員協議会で当該事態を議員に教育委員会が説明。 動画より概略 山本市長</p> <p>第三者委員会というのは、いじめ防止対策推進法の28条に則って、その設置ができるのは、学校もしくは教育委員会となります。それでも、中身に疑義がある、新しい文書が出てきたとか、いろいろ理由はあるんですけれども、もう一度やらねばならないという時には30条で市長が再調査できることが 推進法の中に記載されております。そうなった場合には、腹を決めてやっていきたい。今回のように教育委員会、学校なかなか過去からの、どう言った経緯で連絡が取れなくなったのか検証されるべきだと思いますけども、そういう状況の中で会うことができない、<b>本当にやりたい第三者委員会</b>がひらけない状況になってるわけですよね。だったら、例えば、<b>特例的に、市長直轄で第三者委員会を設置するようなことが、これから國の法律の中で議論されてもいいんじゃないか</b>と思っております。そこらへんの制度の検証も含めて、（略）今回のケースを含めて、二度とこう言った問題を引き起こさないために何ができるのか、そして行政として対策をする上で、いろんな<b>法や制度の壁を感じてますから</b>ここについての提言をやっていかなければいけないかなと感じております。＊1</p> <p>法の28条に規定された調査は、教育委員会の付属機関で行うとされていることが市長の言う法の壁で、今回の場合のように教育委員会が調査できない場合は、特例的に市長直轄で調査のための付属機関を設けることができないのかを検討していると解釈していた。しかし、9月26日に改正された泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例において、市長部局の付属機関は、調査ではなく調査審議を、「教育委員会の調査の再調査」と、新たに加わった「いじめ以外の重大な事態」について行うとされている。言ってること（市長の言う法の壁）とやってること（改正部分）が違うのでは？</p>	<p>*1 7月21日議員全員協議会録画 (W)</p> <p>*2 11次報告 (H)</p>
7.21	<p>保護者（ご遺族）と連絡が取れるように注力する。信頼回復に努めると教育部長、教育長が何度も言っていた。＊1</p> <p>保護者（ご遺族）は、9月27日には市議会の傍聴へ、教育委員会事務局にも個人情報開示請求に訪れているが、その時に教育委員会からアプローチしたのだろうか？言ってこととやってることが違うのでは？</p> <p>条例委員会会長宛てに教育長名で「泉南市子どもの権利条例委員会における活動報告拒否に対するお詫びについて」が提出される。＊2</p>	<p>*1 7月21日議員全員協議会録画 (W)</p> <p>*2 11次報告 (H)</p>
7.22	臨時の校・園長会を開催	7月26日市議会議録教育部長答弁74 (W)
7.25	泉南市教育委員会第7回定例会	泉南市教育委員会会議令和4年第7回会議録 (W)

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
7.26	<p>泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第12条第2項に基づく、泉南市教育委員会の付属機関である対策委員会に補正予算 *1</p> <p>教育部長の答弁 先方の代理人弁護士から受任届け、代理人が正式に決まった届けが届く。*2</p>	<p>*1 大阪府泉南市一般会計補正予算(第4号) (W)</p> <p>*2 8月24日議員全員協議会動画 教育部長答弁 (W)</p>
8.1	<p>泉南市教育委員会令和4年第1回臨時会 秘密会のため会議録は黒塗り 報告第2号 泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について 泉南市立「学校」と記載。9月の泉南市教育委員会定例会議事日程では、「市立中学校生徒自死事案にかかる調査について」と記載されていることから、別件と推測。 令和4年12月6日付けで「令和4年4月1日以降の、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査に係る文書すべて」という情報公開請求を行ったが、28条に当てはまる事態の調査が複数件あると電話で説明を受けた。*2 この複数件のがこの日教育委員に報告されたと思われる。</p>	<p>*1 泉南市教育委員会令和4年第1回臨時会会議録 (W)</p> <p>*2 令和4年12月20日指導課長との電話 (R)</p>
8.2	<p>17:00～条例委員会の第10次泉南市子どもの権利条例委員会報告書を市長が受け取る。(受け取り時古谷は廊下で待機)  14:00～15:00 第10次市長報告 *1 11次報告の記載は事実と異なる。秘書広報課に電話で確認し、古谷も受け取り時の17時に大会議室付近で待機しており、市長受け取り後、当該報告書の情報公開請求を行っている。 なぜ11次報告に添付の関係資料には14時からと記載されているのか？</p>	<p>*1 11次報告 (H)</p>
8.3	<p>遺族の代理人と市長、教育長（教育委員会）が面会 *1 死因についてはその際に確認することができた。*2</p>	<p>*1 報道  *2 8月24日議員全員協議会録画 教育部長答弁 (W)</p>

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
8.4	<p>総合教育会議</p> <p>ここでいじめ防止対策推進法の重大事態の発生を市長に報告（第一報）＊1</p> <p>市長と教育委員会が次の方向性を確認</p> <p>教育委員会制度の運用のあり方について検討</p> <p>市長が第三者委員会設置</p> <p>市内のお子様や保護者にも説明が必要 ＊2</p> <p style="color:red;">市長部局にも教育委員会にも第三者委員会を立ち上げることになる。</p> <p>8.4の夜に翌日登校日の学校へ「教育委員会から保護者への手紙」の情報提供 ＊2</p> <p>総合政策部長</p> <p>市長が第三者委員会を市長部局に設置するということを表明。＊3</p>	<p>*1 9月26日市議会定例会会議録 教育部長答弁 142 (W)</p> <p>*2 8月24日議員全員協議会録画 教育部長答弁 (W)</p> <p>*3 8月24日議員全員協議会録画 総合政策部長答弁(W)</p>
8.5	市内の在学生の保護者に「教育委員会から保護者への手紙」紙媒体、メール、市のホームページへのリンクを伝え、情報周知。	8月24日議員全員協議会録画 教育部長答弁 (W)
8.9	教育委員会が、市の顧問弁護士に相談、情報共有	8月24日議員全員協議会録画 教育部長答弁 (W)
8.12	保護者（ご遺族）の代理人弁護士から「教育委員会設置の第三者委員会について保護者（ご遺族）は望んでいない」との旨の連絡あり	8月24日議員全員協議会録画 教育部長答弁 (W)
8.17	大阪府、市の合同検討会議	議全資料 (B)
8.18	<p>定例会 総合教育会議の後、保護者（註：泉南市の在学生の保護者）にお配りしたお手紙のことなど報告。</p> <p>総合教育会議でも話題となっておりました、教育委員との情報共有について検討していただいたり、ご意見をいただいたりしております。＊1</p> <p style="color:red;">泉南市教育委員会令和4年第8回定例会会議録には、手紙のことを報告した記載はあるが、教育委員との情報共有について検討したり意見をいただいたりしている箇所は存在しない。</p>	<p>*1 8月24日議員全員協議会録画 教育部長答弁 (W)</p>

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
8.19	<p>第?回泉南市いじめ問題対策委員会を開催</p> <p>市の私どもの（註：泉南市教育委員会の）常設の委員会ですけども、いじめ問題対策委員会、常設のもので第三者委員会ではない方ですけどもここで今までの状況を説明し、今まで調査してきてる内容について再度確認していただいております。＊1</p> <p>いじめ問題対策委員会の件で、誤解を招かんように言いますと、私どものいじめ問題対策委員会、一つの名前で常設の委員会と、それからまだ設置してませんが第三者委員会、同じ名前で設置できる形になってございます。今回、19日に開催したのは、いじめ問題の常設の委員会の方でご相談をした。教育委員会では第三者委員会はまだ立ち上げていないというところでございます。（略）8月19日の常設の委員会に様々説明したところ、委員会の場ではですね、保護者のご意向として教育委員会による第三者委員会設置は望んでいないということならば、今回、今までつくってきてるところでですね、進めていくんかどうかも第三者委員会、教育委員会の方は設けなくていいんじゃないかというお話をいただいたというところはございます。基本調査報告につきましては、今、保護者に内容を説明しているという段階でございます。今後どういう形で扱うかというのは検討できませんのでご了承ください。＊1</p> <p>常設のもので第三者委員会ではない方の「いじめ問題対策委員会」とはなんのことなのかわかりません。第三者委員会ではない、いじめ問題対策委員会が存在するかのように言っているが、いじめ問題対策委員会は教育委員会の付属機関であって、市役所内部の職員以外の第三者による委員会です。</p> <p>地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようするため（法の14条第3項）と</p> <p>重大事態の調査を行うため（法の28条第1項）の付属機関（第三者委員会）が「泉南市いじめ問題対策委員会」です。</p> <p>条例の12条にあるように教育委員会の求めに応じ、法の14条と28条にかかる事務を行います。教育部長の答弁は、常設のいじめ問題対策委員会と、重大事態の調査で立ち上げられる第三者委員会（いじめ問題対策委員会）と、まるで二つ存在するかのようにミスリードしているのでは？</p> <p>今までつくってきてるところでですね、の今までつくってきてるとは何をつくっているのか？</p> <p>臨時の校・園長会を開催、2学期が始まるに向けての学校等の対応を協議調整＊1</p> <p>泉南市いじめ問題対策委員会開催通知（令和4年8月16日付け泉南教委指第1220号）＊2</p>	<p>*1 8月24日議員全員協議会録画 教育部長答弁 (W)</p> <p>*2 8月19日の泉南市いじめ問題対策委員会開催通知 (Q)</p>

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
8.22	<p>市長部局の第三者委員会（註：正式名称は泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第19条に基づく「泉南市いじめ再調査委員会」）の準備のPT設置。構成人数は9名の職員。PTで方向性を決める。</p> <p style="color:red;">令和4年8月30日付けでPTが設けられていることがわかる文書。PTの起案書 *2 会議録 *3 等を情報公開請求。起案書は公開されたが、会議録は非公開。条例第10条第3号に該当。*2</p>	*1 8月24日議員全員協議会録画 総合政策部長答弁 (W) *2 PT起案書 (I) *3 PT会議録 (J)
8月	遺族が教育委員会に個人情報開示請求（9月6日に黒塗りで開示）	報道
8.23	先方（ご遺族）の代理人から本件について公表してもいいということでお話をいただいております。ただどのような形でいつ公表するかについては改めて前もって情報提供してほしいということで、現在公表の内容、時期について了解を取るべく検討しておるところ。	8月24日議員全員協議会録画 教育部長答弁 (W)
8.24	<p>教育委員会が基本調査を遺族に示す。*1</p> <p>議員全員協議会開催 教育部長答弁</p> <p>先般ですね、これまで検討してきた基本調査報告を先方代理人に送らせていただいた。以上、説明につきましてはセンシティブ、学校等の調整も必要、説明等の時期、内容については、了解をいただく必要がある。どこであったか、どういう内容であったか申し上げられず。*2</p> <p>基本調査とは？との質疑に対して教育部長答弁</p> <p>いじめ対策推進法等に規定されます、そのお子様がなくなった場合のいじめが背景にあるのかどうかというのを調べていくときの最初に行う調査でございます、基本的に学校または学校設置者が行うことになるんですけれども、原則我々のところでは学校が行っている調査という形になります。内容としては概要であったり、学校でどのような指導をしてきたか、どのようなことがあったのか、をまとめたもの。*2</p> <p style="color:red;">基本調査とは「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に書かれている調査で、いじめに限定して調査するものではない。自殺の背景を調べる調査。</p>	*1 報道 *2 8月24日議員全員協議会録画 教育部長答弁 (W)

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
8.25	<p>市長部局のいじめ重大事態を調査する付属機関設置に向けたPT  「第三者委員会PT第1回 会議」開催 情報公開された議事要旨より  条例（案）について  泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正  ・再調査委員会の所掌事務（第20条関係）の追加  法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査（現行）  「児童生徒がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項」を追加する。＊1</p> <p>再調査委員会で調査する事象は法の28条での定められた一と二、さらに三が条例改正で新たに加わる。</p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財～  二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を～  三 児童生徒がその生命又は心身に著しく重大な被～</p> <p>条例改正で新たに加わった調査対象となる重大事態には、「いじめにより」という言葉がついておらず、いじめ以外の重大な事態についても市長が再調査できるというもの。当該重大事態に関しては、詳細調査が終わらなければ、「いじめの疑い」として、扱われているはずだが、条例改正していじめ以外の再調査もできるようにしたということは、8月25日時点で、3月18日の中学生自死の原因がいじめ以外であると市長部局は認識しており、詳細調査も終わっていると考えられるのではないか。</p> <p>条例改正で、構成委員の中に学識経験者を入れなかった理由については議事要旨を見てもわからない。</p> <p>第10次泉南市子どもの権利条例委員会報告を泉南市ウェブサイトで公開  夜の8時ごろ ＊2</p>	＊1 第三者委員会PT 第1回会議 議事 要旨 (K)  ＊2 泉南市ウェブサ イト (W)
8.30	市長部局のいじめ重大事態を調査する付属機関設置に向けたPT 「第三者委員会PT第2回 会議」	第三者委員会PT 第2回会議 議事 要旨 (K)
9.5	市長部局のいじめ重大事態を調査する付属機関設置に向けたPT 「第三者委員会PT第3回 会議」	第三者委員会PT 第3回会議 議事 要旨 (K)
9.6	教育委員会、遺族の個人情報開示請求に黒塗りで開示	報道
9.7	市長部局のいじめ重大事態を調査する付属機関設置に向けたPT 「第三者委員会PT第4回 会議」 情報公開されたPT会議要旨には、条例20条が「調査を行う」から 「調査審議を行う」に変えていることについての言及なし。	第三者委員会PT 第4回会議 議事 要旨 (K)

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
9.8	古谷陳情書を市長に提出。  9月8日～11月29日までのPTの会議録は存在しない。＊1	*1 泉南市情報非公開決定通知書(M)
9.16	遺族が黒塗り開示に対し審査請求	報道
9.21	令和4年4月22日付基本調査報告（以下「基本調査報告」という。）について、下記のとおり、意見を述べるという書き出しの意見書をご遺族代理人が教育委員会に提出しています。  <b>教育委員会が市長に調査報告を提出したのが翌日の22日です。この意見書は、9月22日時点の調査報告と同じものを見た上での意見書なのでしょうか？市長に提出された調査報告には「最終加筆修正8月23日」とあります。</b>	

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
9.22	<p>令和4年第9回教育委員会定例会開催 法の第28条に係る調査を市長に報告することを決定 同定例会の議案第1号市立中学校生徒自死事案に係る調査について 指導課長 私がから議案第1号、市立中学校生徒自死事案にかかる調査について、御説明申し上げます。 令和4年3月に生じた生徒自死事案につきまして、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定により重大事態として対処し、及び同種の事態の再発防止に資するため、当該市立中学校が行った現時点の調査内容を泉南市長へ報告するものとしてお諮りいたしたいものでございます。 提案理由といたしましては、当該生徒の保護者が、泉南市長による第三者委員会の設置・調査を希望しておられる状況を踏まえ、いじめ防止対策推進法第28条第1項による現時点での調査内容を泉南市長に報告する必要があるためございます。＊1 <b>基本調査ではなく、現時点での調査内容と言っている。9月22日の現時点での調査内容は、ご遺族に示した基本調査と同じものなのか？総務課（市長の第三者委員会への諮問書について）に確認したこと、9月22日に教育委員会が市長に行なった報告は、法の30条第1項による報告（重大事態発生の報告）</b>   <b>9月26日市議会での副市長答弁</b> まず基本調査でございますけれども、学校が行った基本調査報告がベースになっておりまして、これと内容的にはほぼ一致するわけでございます。 これを去る9月22日付の定例の教育委員会会議におきまして、改めてこの調査報告をベースにしまして、この泉南市立中学校における基本調査報告を、教育委員会の基本調査報告とするということを教育委員会議で決定をされて、市長のほうに同日付で提出をされたところでございます。＊2 <b>基本調査報告がベースで内容的にはほぼ一致と言っていることから、学校から提出のあった基本調査と同一のものではないということ。</b>   <b>本年3月に生じた生徒自死事案につきまして、泉南市教育委員会では、いじめ防止対策推進法の規定により、重大事態として対処するため、当該市立中学校が行った現時点の調査内容をもって、いじめ防止対策推進法による市長への報告とすることを、去る9月22日に開催されました、令和4年第9回教育委員会定例会におきまして決定いたしました。＊3 ここでも現時点での調査内容。詳細調査であって、基本調査とは言えないから？</b>   <b>情報公開請求「令和4年9月22日以降に、いじめ防止対策推進法第30条に則って、泉南市教育委員会から受け取ったすべての報告の文書」は不存在。＊4 9月22日に市長に渡した報告は、調査の結果の報告ではないという理屈？</b> 令和4年4月1日以降の同法30条第1項の報告に係る文書すべてとの件名も不存在。＊5</p>	<p>*1 第9回教育委員会定例会会議録(W)</p> <p>*2 9月26日市議会副市長54 (W)</p> <p>*3 9月26日議会運営委員会教育部長6 (W)</p> <p>*4 泉南市情報非公開決定通知書(R)</p> <p>*5 泉南市情報非公開決定通知書(S)</p>

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
9.26	<p>議会運営委員会で教育部長が説明 説明資料「市立中学校生徒自死事案に係る調査について」 市長部局の第三者委員会が行う調査、審議の結果、その提言を待って、教育委員会で再発防止策を検討、審議するため泉南市いじめ問題対策委員会の開催を予定。それに要する経費として令和4年第2回市議会定例会で認めていただいた予算（40万円）を活用（令和4年補正予算 第4号）＊1</p> <p>本会議で泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例改正について副市長より説明 ○副市長（阿児和成君） ただいま上程されました議案第31号、泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして御説明を申し上げます。（略） 提案理由でございますが、いわゆる市長直轄の第三者委員会を設置するに当たりまして、組織の整備が必要なことから、所要の措置を講ずるため、本条例を提案するものでございます。（略） 改正内容でございますが、まず条例第20条の改正は、第三者委員会の所掌事務に「児童・生徒がその生命または心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項」また「必要な調査に審議」を追加するものでございます。 次に、条例第21条の改正は、委員定数を3人から7人に増員し、委員構成に係る規定中、「学識経験者」を「法律、医療、心理、福祉、教育等に関する専門的な知識及び経験を有する者」に改めますとともに、第三者委員会に調査補助員を置くことができる旨の規定を追加するものでございます。</p> <p style="color:red;">いじめ以外の調査もできるように改正されている。どうしていじめ以外の調査もできるように改正するのか、理由は理事者側から述べられていない。「調査を行う」が「調査審議を行う」に改められたことについての理由も、説明されていない。PTの会議要旨を見ても書かれていない。そして構成委員から学識経験者が消えている。</p> <p>本会議での議員の質疑に教育長が答弁 今回設置していただく第三者委員会におきまして、学校や教育委員会の対応についても、御検討の内容に入れていただくと受け止めております。 私ども、その御検討の結果をしっかりと受け止めまして、7月議会で御承認いただきました予算につきましては、その再発防止策、やはり教育委員会内部だけでは駄目だと思っておりますので、やはり調査委員会というものを組織しまして、しっかりと再発防止策についても検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。＊3</p>	<p>*1 9月26日議会運営委員会会議録 教育部長6 (W)</p> <p>*2 9月26日市議会会議録副市長46 (W)</p> <p>*3 9月26日市議会会議録 教育長67 (W)</p>

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
9.26	<p>予算を付けた意味が全く違っていると思いますよ。要するに、いじめ問題対策委員会を設置して、調査をするということで予算を付けているわけですから、（略）</p> <p>できないんだったら、やっぱりこの予算は取り下げてもらわな困るわけですよ。趣旨が違うんだから。簡単に流用することをここで議会が認めるわけにいかないでしよう（略）＊4</p> <p>いじめ防止対策推進法の第28条の趣旨を踏まえると再発防止に質するために調査を行うというのがある。再発防止を検討するのも検討委員会のすべきことの中に入っていると考えている。＊5</p> <p>それで、再発防止も委員会の仕事だとおっしゃるけれども、再発防止をするための資料がないでしよう、今のところ教育委員会には。</p> <p>片や、今度立ち上げる委員会の結果報告を待って、再発防止をすることをまとめないとおっしゃるわけでしょう。多分それは全く違うでしょう、調査とは。だから、この予算は必要ないんですよ。改めて予算申請してくれたらいいんですよ。＊6</p> <p>議員おっしゃいますとおり、やはり一つ一つ解決するというのも、とても大事なことだと思っておりますので、私どもも教育委員の皆様ともいろいろと御議論しながら、しっかりと教育行政を進めていくように努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。＊7</p> <p>市長が付属機関を設置し、その付属機関に諮問したその結果を今度は教育委員会で設置した付属機関で再発防止策を検討するというはどう考えても理解に苦しむ。付属機関なので、外部の有識者に調査してもらっているのだから市長部局設置でも教育委員会設置でも機能としては同じはず。市長部局の付属機関で再発防止策も検討してもらえば良い。</p> <p>そもそも予算は単年度なので、今年度中に市長部局設置の付属機関の調査が終わるとは思えず、なぜ予算を返さないのかもわからぬ。</p> <p>私どもからは、その基本調査報告をどういうふうに出しているかというところにつきまして、基本調査報告につきましては、代理人を通じて御遺族のほうにお渡しといいますか、提出しております、それについては完全に、何もマスクすることなく、黒塗りすることなくお出ししております。</p> <p>黒塗りというふうに言われておりますのが、別途出されていました自己情報開示請求のことについてございますので、よろしくお願ひいたします。＊8</p> <p>個人情報開示請求をどうして「自己情報開示請求」と言っているのか？しかも別の日に教育長も「自己情報開示請求」と言っている。＊9</p>	<p>*4 9月26日市議会 会議録 森議員69 (W)</p> <p>*5 9月26日市議会 会議録教育長 72 (W)</p> <p>*6 9月26日市議会 会議録森議員 74 (W)</p> <p>*7 9月26日市議会 会議録教育長 76 (W)</p> <p>*8 9月26日市議会 会議録教育部長 106 (W)</p> <p>*9 9月27日市議会 会議録教育長 110 (W)</p>

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
	<p>一方で、この後市長部局のほうの再調査委員会の終わった後、教育委員会のほうの第三者委員会をつくるという話もお伺いをしました。これは何やるのかというたら再発防止についてどうするのかと。</p> <p>そもそも市長の再調査委員会を設置するに当たって、その再発防止策も含めて不十分だからやりますという話だと思うんですね。</p> <p>でも、先ほど副市長の答弁を聞くと、そちらの再調査委員会のほうでも、再発防止についての議論がなされるということであれば、これは二重にならへんのかなと。</p> <p>教育委員会で後で設置しますというのは、ちょっと話的に合わへんのと違うかなというふうに思うんですけども、その辺について何か御見解があつたらお答えいただきたいと思います。*9</p> <p>ただ、この後、教育委員会部局のほうでつくる第三者委員会がまた開かれるという話であれば、再発防止策を議論するという話であれば、ちょっと違いませんかという問い合わせ（略） *10</p> <p>今回、市長直轄の調査委員会におきましては、背景調査並びに再発防止策についても、検討を行って提言をいただくということを想定。</p> <p>その再発防止策についての提言も含めて、総合教育会議において、市長と教育委員会のほうで、市長直轄の第三者委員会による提言を共有するということがまず前提。</p> <p>市長部局が行う再発防止策が、そのまま教育委員会の判断といいますか、検討なしにそのまま使えるかというところが問題になるわけでございます。</p> <p>これは、法律の立て付けといいますか、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございまして、教育委員会と長の権限、役割分担があらかじめ決められております。</p> <p>それを無視することはできないわけでございまして、いわゆる再発防止策の策定については、学校を所管する教育委員会が、自ら再発防止策を検討し策定するというのが、本来の教育委員会の責務なり権限となっております。</p> <p>それを、先ほど教育長が申しておりますけれども、改めていじめ防止対策推進法第28条の委員会で改めて教育委員会として検討して実行するというふうに答弁したというふうに認識をしております。*11</p> <p>市長直轄の調査委員会では「基本調査」ではなく「背景調査」と再発防止策について検討を行うと答弁。</p> <p>「市長部局が行う」と言っているが、付属機関提案の再発防止策を行う（執行する）のは教育委員会であって、市長部局が再発防止を行うわけではありません。なぜ、市長部局の付属機関に諮詢したものをお別の付属機関で検討すると言っているのかわからない。しかも、まだ市長部局の付属機関は設置もされておらず、提言の内容もわからない段階での発言です。</p>	<p>*9 9月26日市議会 会議録 堀口議員 122 (W)</p> <p>*10 9月26日市議会 会議録 堀口議員 126 (W)</p> <p>*11 9月26日市議会 会議録 副市長 128 (W)</p>
9.29	在校生に説明	報道
10.3	当該校保護者説明会	報道

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
10.17	令和4年第10回教育委員会定例会開催 当該重大事態にかかる報告、審議なし	第10回教育委員会定例会会議録 (W)
11.17	令和4年第11回教育委員会定例会開催 当該重大事態にかかる報告、審議なし	第11回教育委員会定例会会議録 (W)
10.31	市長直轄の調査委員会（第三者委員会）の設置の委員の構成にあたり、各職能団体等から推薦されたことがわかる文書を情報公開請求したが、文書不存在。10月31日時点	泉南市情報非公開決定通知書 (L)
11.29	市長直轄の調査委員会（第三者委員会）の設置の委員の構成にあたり、各職能団体等から推薦されたことがわかる文書を情報公開請求したが、文書不存在。11月29日時点	泉南市情報非公開決定通知書 (M)
12.13	実態調査を情報公開請求したが不存在。	泉南市情報非公開決定通知書 (P)
12.15	令和4年第12回教育委員会定例会開催 事務局報告事項として「泉南市いじめ防止基本方針の一部改正について」	第12回教育委員会定例会会議録 (W)
12.22	第?回 泉南市いじめ問題対策委員会開催 同委員会開催通知（令和4年12月13日付け泉南教委指第1813号）	開催通知 泉南教委指第1813号 (Q)

日付	泉南市中学生自死経緯 青字は気になるところ 赤字は古谷註釈など	ソース、出典
12月	<p>泉南市いじめ防止基本方針改訂＊1 9ページの「重大事態の意味について」 いじめ防止対策推進法28条の重大事態の規定では「いじめにより」という言葉が入っているが、泉南市いじめ防止基本方針には入っておらず、「生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合」  10ページの「3 調査の主体と組織」の「(1) 学校が主体となって調査を行う場合」は、学校に常設している「いじめ防止等の対策のための組織」が調査を行うとしており、文科省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」＊2に則っていない。同ガイドラインには、学校主体の調査組織であっても、第三者を入れるように書かれている。</p> <p style="color:red;">公平性、中立性の観点から問題があると思う。</p> <p>基本方針の10ページには学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が調査を行うとしている。又、市教育委員会、あるいは市長部局の付属機関で調査を行う場合でも学校による調査は必須となっている。</p> <p style="color:red;">第三者の入らない学校の調査が前提条件、必須条件となっている。</p> <p>同方針11ページの(2)再調査の結果を踏まえた措置等では市長が必要な措置を講じると書かれている。</p> <p style="color:red;">これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条に抵触する。いじめ防止対策推進法第30条第4項でも規定されている。 この基本方針改訂は、国のガイドラインや法律に則っていない。市長部局での調査に際して自分達に都合よく改訂したのではないか？</p>	<p>*1 泉南市ウェブサイト (W)</p> <p>*2 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (W)</p>
2023.1.27	<p>第1回 泉南市いじめ再調査委員会開催 市長部局の付属機関である「泉南市いじめ再調査委員会」が開かれるが、教育委員会の調査も並行して行われているということなので、役割分担があるのか等、確認する必要がある。</p>	

#### 出典について

A (10次報告) 第10次泉南市子どもの権利条例委員会報告

令和4年8月30日付け泉南秘第144-2号泉南市情報公開決定通知書で公開

B (議全資料) 令和4年7月21日に行われた議員全員協議会で泉南市教育委員会が説明に用いた資料

令和4年8月10日付け泉南総情第21号泉南市情報公開決定通知書 (B1)

令和4年8月22日付け泉南議第189号泉南市情報公開決定通知書 (B2) で公開

C 「調査委員会」についての情報公開

令和4年12月20日付け泉南教委指第1775号泉南市情報公開決定通知書で公開

D 令和4年6月29日付け泉南教委人176号「泉南市子どもの権利条例委員会会議及び市長報告の件について」とその起案決裁文書

令和4年12月27日付け泉南教委人第321号泉南市情報公開決定通知書で公開

E 令和4年6月30日付け泉南教委人177号「泉南市子どもの権利条例員会市長報告の件について」とその起案決裁文書

令和4年12月6日付け泉南教委人第300号泉南市情報公開決定通知書で公開

F 「明確な守秘義務違反と確認」されたことがわかる一切の文書。顧問弁護士の見解や条例委員会が関係する保護者に渡したとされる書類も含む。文書不存在。

令和4年12月6日付け泉南教委人第301号泉南市情報非公開決定通知書

G 「泉南教委人第176号」「泉南教委人第177号」の文書不存在

令和4年12月27日付け泉南教委人第322号泉南市情報非公開決定通知書

H (11次報告) 第11次泉南市子どもの権利条例委員会報告

令和4年12月6日付け泉南秘第232号泉南市情報公開決定通知書で公開

I PTの起案書

令和4年9月12日付け泉南人第209号泉南市情報公開決定通知書

J PTの会議録 条例第10条第3号に該当で非公開

令和4年9月12日付け泉南総情第27号泉南市情報非公開決定通知書

K 第三者委員会PT第1~4回会議 議事要旨

令和4年11月14日付け泉南総情第36-1号泉南市情報公開決定通知書で公開

L 市長直轄の調査委員会（泉南市いじめ再調査委員会）の委員の各職能団体等から推薦されたことがわかる文書は不存在。

令和4年11月14日付け泉南総情第36-2号泉南市情報非公開決定通知書

M 9月8日以降のPT会議録は不存在 市長直轄の調査委員会の委員の各職能団体等から推薦されたことがわかる文書も不存在

令和4年12月13日付け泉南総情第48号泉南市情報非公開決定通知書

N 教育委員会から市長に報告されたいじめ防止対策推進法第28条第1項に係る文書。

令和5年1月31日付け泉南総情第59-2号泉南市情報公開決定通知書で公開。

O 詳細調査（子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）

令和5年1月31日泉南教委指第1816-2号泉南市情報公開決定通知書で公開

P 児童生徒の自殺等に関する実態調査は不存在。

令和5年1月31日泉南教委指第1815-2号泉南市情報非公開決定通知書

Q 令和4年3月以降の泉南市いじめ問題対策委員会のすべての会議録と開催通知書

令和5年1月31日泉南教委指第1814-2号泉南市情報公開決定通知書（差し替え予定）

R 令和4年9月22日以降に、いじめ防止対策推進法第30条に則って、泉南市教育委員会から受け取ったすべての報告の文書は不存在

令和4年12月6日泉南秘第233号泉南市情報非公開決定通知書

S 令和4年4月1日以降のいじめ防止対策推進法第30条第1項の報告に係る文書すべては不存在。

令和4年12月20日泉南総情第54号泉南市情報非公開決定通知書